

富良野市立保育所設置条例施行規則第 6 条別表  
徴収基準額表（案）

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	備考	
第1 (第1)	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0		
第2 (第2)	第1階層及び第4～第13階層を除き、前年度分の市税の課税世帯であってその市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯 3,800 4,320	2,700 3,160		
第3 (第3)		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	11,400 12,990	8,300 9,490	
第3 (第4)		所得割の額が5,000円未満	11,400 16,950	8,300 13,650	
第3 (第5)		所得割の額が5,000円以上	11,400 19,500	8,300 16,500	
第4 (第6)	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	18,900 21,520	16,000 18,200	
第5 (第7)		1,500円以上 8,500円未満	19,400 22,120	17,100 19,540	
第6 (第8)		8,500円以上 15,000円未満	20,700 23,590	18,700 21,360	
第7 (第9)		15,000円以上 30,000円未満	24,800 28,240	22,000 25,040	
第8 (第10)		30,000円以上 40,000円未満	26,400 30,000	23,700 27,000	
第9 (第11)		40,000円以上 70,000円未満	35,100 39,980	30,700 34,960	
第10 (第12)		70,000円以上 103,000円未満	39,100 44,500	36,500 41,500	
第11 (第13)		103,000円以上 413,000円未満	54,900 61,000	39,700 44,170	
第12 (第14)		413,000円以上 734,000円未満	72,000 80,000	39,700 44,170	
第13		734,000円以上	93,600	90,900	

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。  
母子世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯

階層区分	徴収金基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層 (第2階層)	0円 0円	0円 0円
第3階層 (第3階層)	10,500円 11,990円	7,400円 8,490円
第3階層 (第4階層)	10,500円 15,950円	7,400円 12,650円

- 2 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等に入所している場合において、兄弟の数は年齢が高い順に数え、2人目の児童の徴収金の額は、当該児童の徴収金基準額に0.5を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、3人以降の児童の徴収金は0円とする。

下段は改定前、上段網掛けは改定後の額